

改正

平成二六年三月二〇日条例第四一号

令和 元年一〇月一一日条例第一二号

令和 元年一二月二四日条例第二二号

令和 二年 三月二四日条例第二七号

令和 四年 三月二九日条例第五号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例をここに公布する。

岐阜県使用済金属類営業に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 使用済金属類営業の許可等（第三条—第十一条）

第三章 使用済金属類取引業者の遵守事項等（第十二条—第二十一条）

第四章 監督（第二十二条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、盗難等に遭った使用済金属類の流通の防止及び速やかな発見を図るため、使用済金属類営業に係る業務について必要な規制を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、その被害の迅速な回復に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「使用済金属類」とは、次の各号のいずれかに掲げる物であつて、一度使用されたもの、使用されることなく使用のために取引されたもの又は製品の製造、加工若しくは修理に伴い副次的に得られたものをいう。ただし、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物に該当するものを除く。

一 金、白金、銀及びこれらの合金並びにダイヤモンドその他公安委員会規則で定める宝石並びにこれらの製品（第四号に掲げるものを除く。次号及び第三号において同じ。）

- 二 アルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金並びにこれらの製品
 - 三 前二号に掲げるもののほか、希少な金属として公安委員会規則で定めるもの及びその合金並びにこれらの製品
 - 四 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）その他解体することにより前三号のいずれかに掲げるものを回収することができる製品として公安委員会規則で定めるもの
- 2 この条例において「使用済金属類営業」とは、使用済金属類を売買し、交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）の流通のおそれが少ないものとして公安委員会規則で定めるものを除く。）をいう。
- 3 この条例において「使用済金属類取引業者」とは、次条の許可を受けて使用済金属類営業を営む者をいう。

第二章 使用済金属類営業の許可等

（許可）

第三条 使用済金属類営業を営もうとする者（次項に規定する者を除く。）は、営業所ごとに公安委員会の許可を受けなければならない。

- 2 専ら行商により使用済金属類営業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 この条例、古物営業法、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条、第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪若しくは暴力行為等処罰に関する法

律（大正十五年法律第六十号）に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十号において「暴力団員等」という。）

五 第二十四条第一項、古物営業法第二十四条第一項又は質屋営業法第二十五条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しの処分に係る岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号）第十五条又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第九号において同じ。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

六 第二十四条第一項、古物営業法第二十四条第一項又は質屋営業法第二十五条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る岐阜県行政手続条例第十五条又は行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第一号、古物営業法第八条第一項第一号又は質屋営業法第九条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（その営業の廃止について相当な理由があるものを除く。）で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの（当該返納をした者が法人であるときは、当該通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該返納の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

七 心身の故障により使用済金属類取引業者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（使用済金属類取引業者の相続人であって、その法定代理人が前各号、次号及び第十号のいずれにも該当しないものを除く。）

九 法人で、その役員のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（許可の手續及び許可証）

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる

事項を記載した申請書に公安委員会規則で定める書類を添付して公安委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住居（住所又は居所をいう。以下同じ。）並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所（第三条第二項に規定する者にあつては、行商の本拠となる事務所又は住居をいう。以下同じ。）の名称及び所在地

三 当該使用済金属類営業に係る使用済金属類を保管する場所（第二十一条及び第二十二条第二項において「保管場所」という。）又は第二条第一項第四号の製品を解体する場所（第二十一条及び第二十二条第二項において「解体場所」という。）を設ける場合は、それらの所在地

四 取り扱おうとする使用済金属類に係る公安委員会規則で定める区分

五 行商をしようとする者であるかどうかの別及び行商をしようとする者にあつては、その行商をしようとする区域の属する市町村の名称

六 取り扱う使用済金属類に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号及び次条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いるかどうかの別に応じ、当該使用済金属類に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨

七 法人にあっては、その役員の氏名及び住居

2 公安委員会は、第三条の許可をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第三条の許可をしないときは、公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。（許可証の掲示等）

第六条 使用済金属類取引業者は、公安委員会規則で定めるところにより、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 使用済金属類取引業者は、前条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う使用済金属類に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可を受けた公安委員

会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

(許可の更新)

第七条 第三条の許可は、五年を下らない公安委員会規則で定める期間ごとに更新を受けなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

2 第四条及び第五条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、更新された許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の取消し)

第八条 公安委員会は、第三条の許可を受けた者について、次の各号のいずれかに掲げる事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により許可（前条第一項の許可の更新を含む。第三号において同じ。）を受けたこと。

二 第四条各号のいずれかに掲げる者に該当していること。

三 許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

(変更の届出)

第九条 使用済金属類取引業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第十条 第五条第二項の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、許可証（第三号に掲げる場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

一 使用済金属類営業を廃止したとき。

二 第三条の許可が取り消されたとき。

三 第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 前項第一号の規定による許可証の返納があったときは、第三条の許可は、その効力を失う。

3 第五条第二項の規定により許可証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者
(名義貸しの禁止)

第十一条 第三条の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に使用済金属類営業を営ませてはならない。

第三章 使用済金属類取引業者の遵守事項等

(行商の証明書の携帯等)

第十二条 使用済金属類取引業者は、行商をするときは、公安委員会規則で定める証明書を携帯していなければならない。

2 使用済金属類取引業者は、その従業者に行商をさせるときは、当該従業者に前項の証明書を携帯させなければならない。

3 使用済金属類取引業者又はその従業者は、行商をする場合において、相手方から第一項の証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(営業の制限)

第十三条 使用済金属類取引業者は、その営業所又は取引の相手方の住居、事務所、事業所、倉庫、作業場所その他これらに準ずる場所以外において、使用済金属類の買受け、交換、売却の受託又は交換の受託（以下「買受け等」という。）をするため、使用済金属類取引業者以外の者から使用済金属類を受け取ってはならない。

(本人確認等)

第十四条 使用済金属類取引業者は、使用済金属類の買受け等をしようとするときは、公安委員会規則で定める方法により、相手方について、本人特定事項（当該相手方が自然人である場合にあっては氏名、住居（日本国内に住居を有しないで在留する外国人であつて、その所持する旅券（出

入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)又は乗員手帳(出入国管理及び難民認定法第二条第六号に規定する乗員手帳をいう。)の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものにあつては、国籍及び当該旅券又は乗員手帳(当該外国人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)の番号)及び生年月日をいい、当該相手方が法人である場合にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。)の確認(以下この条及び第十六条において「本人確認」という。)を行わなければならない。ただし、既に本人確認を行っている相手方との間で使用済金属類の買受け等をしようとする場合において、当該相手方が既に本人確認を行っている相手方であることを確かめる措置として公安委員会規則で定めるものをとったときは、この限りでない。

2 使用済金属類取引業者は、前項の規定により相手方の本人確認を行う場合において、法人の代表者が当該法人のために当該使用済金属類取引業者との間で取引を行うときその他の現に取引の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるときは、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人についても、前項本文の規定の例により、本人確認を行わなければならない。

(申告)

第十五条 使用済金属類取引業者は、使用済金属類の買受け等をしようとする場合において、当該使用済金属類について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(取引の記録の作成等)

第十六条 使用済金属類取引業者は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、使用済金属類を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の記録を作成しておかななければならない。

- 一 取引の年月日
- 二 取引の場所(営業所における取引の場合を除く。)
- 三 使用済金属類の品目及び数量
- 四 使用済金属類の特徴
- 五 相手方の住居、氏名及び生年月日
- 六 第十四条の規定による本人確認の方法
- 七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

第十七条 使用済金属類取引業者は、前条の記録をその作成の日から三年間、公安委員会規則で定

めるところにより保存しておかなければならない。

- 2 使用済金属類取引業者は、前条の記録を毀損し、亡失し、又は滅失したときは、直ちに公安委員会に届け出なければならない。

(品触れ)

第十八条 警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、必要があると認めるときは、使用済金属類取引業者に対して、盗品等の品触れを書面により発することができる。

- 2 使用済金属類取引業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号）第七条第一項の規定により同条例第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

- 3 使用済金属類取引業者は、品触れを受けた日にその使用済金属類を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する使用済金属類を受け取ったときは、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

- 4 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第七条第一項の規定により同条例第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条例第七条第三項の規定は、適用しない。

(差止め)

第十九条 使用済金属類取引業者が買受け等をした使用済金属類について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由があるときは、警察本部長等は、当該使用済金属類取引業者に対し三十日以内の期間を定めて、その使用済金属類の保管を命ずることができる。

(従業者名簿)

第二十条 使用済金属類取引業者は、公安委員会規則で定めるところにより、従業者の住居、氏名その他の公安委員会規則で定める事項を記録した名簿を保存しておかなければならない。

(防犯対策)

第二十一条 使用済金属類取引業者は、その保管する使用済金属類の盗難その他の事故を防止するため、営業所、保管場所及び解体場所において、公安委員会規則で定める設備及び方法により使用済金属類の保管を行うよう努めるものとする。

第四章 監督

(報告徴収及び立入検査)

第二十二條 警察本部長等は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、使用済金属類取引業者に対し、その使用済金属類営業に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、使用済金属類取引業者の営業所、保管場所又は解体場所に立ち入り、使用済金属類及び第十六条の記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示)

第二十三條 公安委員会は、使用済金属類取引業者又はその従業者が、この条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し、又はその使用済金属類営業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該使用済金属類取引業者に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第二十四條 公安委員会は、使用済金属類取引業者若しくはその従業者がこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し、若しくはその使用済金属類営業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は使用済金属類取引業者がこの条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該使用済金属類取引業者に対し、その使用済金属類営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その使用済金属類営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 二以上の営業所を有する使用済金属類取引業者が、一の営業所につき、前項の規定により使用済金属類営業の許可を取り消され、又は使用済金属類営業の停止を命じられたときは、他の営業所についても、公安委員会は、情状により、その使用済金属類営業の許可を取り消し、又はその使用済金属類営業の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第二十五條 公安委員会は、前条の規定により使用済金属類営業の停止を命じようとするときは、岐阜県行政手続条例第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、岐阜県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五章 雑則

(手数料)

第二十六条 第三条の許可（第七条第一項の許可の更新を含む。）、第五条第四項の許可証の再交付又は第九条第二項の許可証の書換えを受けようとする者は、岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(経過措置)

第二十七条 この条例の規定に基づき公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合には、公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第六章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して許可を受けないで使用済金属類営業を営んだ者
- 二 偽りその他の不正な手段により第三条の許可（第七条第一項の許可の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十一条の規定に違反した者
- 四 第二十四条の規定による公安委員会の命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条、第十四条又は第十七条第一項の規定に違反した者
- 二 第十六条の規定に違反して必要な記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- 三 第二十二條第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第二項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかった者

- 二 第十八条第三項の規定に違反した者
- 三 第十九条の規定による警察本部長等の命令に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十二条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 第十七条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条又は第十条第一項の規定に違反した者
- 二 第九条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十四条 過失により第十八条第三項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二十九条から第三十三条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十六条 第十条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に使用済金属類営業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して六月間は、第三条の許可を受けないで、その使用済金属類営業を営むことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

（岐阜県青少年健全育成条例の一部改正）

- 3 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正）

- 4 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成二十六年三月二十日条例第四十一号）

この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年十月十一日条例第十二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。（後略）
（行政庁の行為等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年十二月二十四日条例第二十二号）

- 1 この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月二十四日条例第二十七号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。